

南砺市規則第 17 号

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（令和 7 年南砺市条例 17 号。（以下「条例」という。））の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項（条例第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による市長との協議に係る概要書の作成は、事業概要書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(標識の様式)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する標識の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(地域住民等への説明の手続)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の説明会は、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1) 事業者に関する事項

(2) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持の際に講ずる事項

(3) 太陽光発電設備の維持管理及び安全性（緊急時の対応を含む。）に関する事項

(4) 太陽光発電設備の撤去及び事業廃止に関する事項

(5) 地域住民等からの事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間及びその場所に関する事項

(6) 個人情報の適正な取扱いに関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域住民等から求めがあった事項

2 条例第 10 条第 2 項の規定による報告は、その説明会を開催した日から起算して 7 日以内に、説明会実施報告書（様式第 3 号）を市長に提出して行うものとする。

3 条例第 10 条第 5 項の報告は、同条第 4 項の協議を行った日から起算して 7 日以内に、意見協議実施報告書（様式第 4 号）を市長に提出して行うものとする。

(同意の手順)

第6条 条例第11条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 区長

(2) 総代

(3) 前2号に準ずる者

(あっせんの手続)

第7条 条例第14条第1項のあっせんの申請は、太陽光発電設備設置に係るあっせん申請書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第14条第5項の規定による通知は、太陽光発電設備設置に係るあっせん打ち切り通知書(様式第6号)による。

(許可の申請)

第8条 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業実施許可申請書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第11条第1項の同意を証する書類

(2) 条例第12条第1項の協定に係る書面の写し

(3) 事業者及び現場代理人に係る次に掲げる書類

ア 住民票の写し(事業者及び現場代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第8号))

イ 欠格要件非該当誓約書(様式第9号)

ウ 事業者又は現場代理人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証する書面、当該法人の登記事項証明書の写し又は役員一覧表(様式第8号))

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは太陽光発電設備設置事業実施許可書(様式第11号)を交付するものとする。

(特定使用人)

第9条 条例第16条第1項第2号キの特定使用人は、次に掲げる者とする。

(1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

(2) 前号に掲げる者のほか、太陽光発電設備設置事業に係る契約を締結する権限を有する者

(許可の基準等)

第10条 条例第16条第1項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成等が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。

ウ 現状の地盤面が斜度15度以上の角度をなしている区域（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面の斜度にも準用する。）に太陽光発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合は、当該措置が講じられていること。

エ 事業区域内の雨水その他地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

オ 排水路、河川その他排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に育成する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 工事の施工に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射のものを使用していること。

カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

キ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。

ク 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、現巢等の設置その他必要な外居が講じられていること。

ケ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項

ア 地域住民等から地域の自然環境等に関する情報及び懸念事項等の情報を聴き取り、事業区域及び周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること。

イ 説明会等を行うときは、多くの地域住民等への事業計画の周知及び多くの地域住民等から意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。

ウ 事業の期間において、自治会等の長及び地域住民等と当該事業に関する協議が継続的に実施できるために必要な措置が講じられていること。

(4) 太陽光発電設備の設置の安全性の確保に関する事項

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請する場合にあっては、当該認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしない場合にあっては、同条第4項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。

(変更の許可の申請)

第11条 条例第17条第1項の許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（様式第12号）に、条例第15条第1項の規定による許可の申請時に添付した書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該変更に係る関係法令等の規定に基づき、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、太陽光発電設備設置事業変更許可書（様式第13号）を交付するものとする。

3 条例第17条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 設置者の氏名又は住所の変更（太陽光発電設備設置事業を他者に譲渡する場合を除く。）

(2) 現場管理者の氏名又は住所の変更

(3) 設置工事の着手日又は完了予定日の変更

4 条例第17条第2項に規定する届出は、事業計画軽微変更届出書（様式第14号）による。

（着手の届出）

第12条 条例第18条の規定による届出をしようとする者は、設置工事着手届（様式第15号）により行うものとする。

（工事完了の検査の手続）

第13条 条例第19条の検査を受けようとするときは、工事完了検査申請書（様式第16号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項の通知は、工事完了検査済通知書（様式第17号）による。

（事業の廃止の手続）

第14条 条例第21条第1項の事業を廃止したときは、事業廃止届（様式第18号）により行うものとする。

（身分証明書）

第15条 条例第24条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第19号）による。

（公表の手順）

第16条 条例第26第1項の公表は、南砺市公式ホームページの掲載その他適切な方法により行うものとする。

（委員会の運営）

第17条 条例第28条第1項の委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、総合政策部エコビレッジ推進課において処理する。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

事 業 概 要 書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所
氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の規定により、次のとおり提出
します。

太陽光発電設備設置 事業の設置場所	
事業区域の位置及び 面積	
太陽光発電設備の出力	
太陽光発電設備設置 事業の実施予定期間	
設計者	
工事施工者	
保守点検責任者	
申請に係る根拠規定	☐ 条例第 8 条第 1 項 ☐ 条例第 1 7 条第 3 項において準用する条例第 8 条第 1 項

添付書類

- 1 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 2 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 3 位置図
- 4 配置図
- 5 平面図
- 6 地形図
- 7 立面図
- 8 縦横断面図
- 9 がけ、擁壁等の断面図
- 10 現状写真
- 11 太陽光発電設備の構造図
- 12 事業区域に設置する工作物の構造図
- 13 その他市長が必要があると認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

太陽光発電設備設置事業計画のお知らせ

太陽光発電設備設置事業の場所	
太陽光発電設備設置事業者	
設計者	
工事施工業者	
太陽光発電の発電出力	
工事着手予定日及び完了予定日	
造成計画平面図又は配置図	
（この欄には、標識の設置の根拠、連絡先等を記入すること。）	

備考

- 1 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。
- 2 標識の大きさは、縦 120 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上とします。

様式第 3 号（第 5 条関係）

説 明 会 実 施 報 告 書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所

氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 0 条第 2 項の規定により、
次のとおり報告します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
説明会等実施日時	
説明会等実施場所	
説明会等参加者数	
意見の申し出を受け る期間及び場所	

添付書類

- 1 説明会等の議事録
- 2 説明会等に用いた書類
- 3 説明会等に参加した地域住民等の名簿
- 4 説明会等の対象となった地域住民の範囲が確認できるもの
- 5 説明会の実施状況が確認できる写真
- 6 その他市長が認める書類

様式第 4 号（第 5 条関係）

意見協議実施報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所
氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 0 条第 5 項の規定により、
次のとおり報告します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
意見協議実施日時	
意見協議実施場所	
意見協議参加者数	
意見書の概要	
見解書の概要	

添付書類

- 1 意見協議の議事録
- 2 意見協議に用いた書類
- 3 意見協議に参加した地域住民等の名簿
- 4 意見書の写し
- 5 見解書の写し
- 6 その他市長が認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

太陽光発電設備設置に係るあっせん申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所
氏 名
（法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地	
紛争の相手方	
あっせんで申請する 理由	
これまでの協議経過 の概要	

添付書類

- 1 あっせんの申請に至るまでの協議経過が確認できる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 7 条関係）

太陽光発電設備設置に係るあっせん打ち切り通知書

第 号
年 月 日

様

南砺市長 印

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 4 条第 5 項の規定により、あっせンを打ち切ったので、次のとおり通知します。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地	
あっせんの当事者	
あっせンを打ち切った理由	
備 考	

様式第 7 号（第 8 条関係）

太陽光発電設備設置事業実施許可申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所

氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により、
許可を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積（所有状況）	
太陽光発電設備の発 電出力	
工事の着手及び完了 予定日	
設計者	
工事施工者	
保守点検責任者	
現場管理者	
備 考	

添付書類

- 1 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 2 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 3 位置図
- 4 配置図
- 5 平面図
- 6 地形図
- 7 立面図
- 8 縦横断面図
- 9 がけ・擁壁等の断面図
- 10 現況写真
- 11 雨水排水計算書
- 12 排水施設計画平面図

- 13 雨水流出抑制施設の計画図
- 14 太陽光発電設備の構造図
- 15 事業区域に設置する工作物の構造図
- 16 太陽光発電設備の色見本等
- 17 条例第 11 条第 1 項の同意を証する書類の写し
- 18 条例第 12 条第 1 項の協定に係る書類の写し
- 19 事業者及び現場管理者に係る書類
 - ・住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書の写し）及び役員一覧表（様式第 8 号）
 - ・欠格要件非該当誓約書（様式第 9 号）
 - ・法定代理人の住民票（法人の場合は代理権を証する書面・登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第 8 号））
 - ・使用人一覧表（様式第 10 号）
- 20 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 8 条関係）

役員一覧表

役職名	住所	ふりがな 氏名	生年月日

私（私たち）は、南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 1 6 条第 1 項第 2 号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（設置者）の太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、南砺市が警察等関係機関に照会することに同意します。

役職名
住 所
氏名（署名）

役職名
住 所
氏名（署名）

役職名
住 所
氏名（署名）

役職名
住 所
氏名（署名）

役職名
住 所
氏名（署名）

様式第9号（第8条関係）

欠格要件非該当誓約書

年 月 日

（宛先）南砺市長

設置者	住所 氏名
-----	----------

設計者	住所 氏名
-----	----------

工事施工者	住所 氏名
-------	----------

保守点検責任者	住所 氏名
---------	----------

現場管理者	住所 氏名
-------	----------

私（私たち）は、南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第16条第1項第2号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（設置者）の太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、南砺市が警察等関係機関に照会することに同意します。

※設置者、設計者、工事施工者、保守点検責任者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載すること。

様式第 10 号（第 8 条関係）

使用人一覧表

住所	ふりがな 氏名	生年月日	所属等	役職等

私（私たち）は、南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 16 条第 1 項第 2 号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（設置者）の太陽光発電設備設置事業の許可の可否の決定のため、私（私たち）が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、南砺市が警察等関係機関に照会することに同意します。

使用人
住 所
氏名（署名）

使用人
住 所
氏名（署名）

使用人
住 所
氏名（署名）

使用人
住 所
氏名（署名）

様式第 11 号（第 8 条関係）

太陽光発電設備設置事業実施許可書

第 号
年 月 日

様

南砺市長 印

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、
次のとおり許可します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積（所有状況）	
太陽光発電設備の発 電出力	
付記意見	

様式第 12 号（第 11 条関係）

太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所
氏 名
（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、
変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	
太陽光発電設備の発 電出力	
変更事項	
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	
備 考	

添付書類（以下のうち、変更に係る書類を添付）

- 1 位置図
- 2 公図の写し
- 3 登記事項証明書の写し等
- 4 土地利用計画図
- 5 計画縦横断面図
- 6 工事工程表
- 7 条例第 11 条第 1 項の同意を証する書類
- 8 条例第 12 条第 1 項の協定に係る書面の写し
- 9 事業者及び現場管理者に係る書類
 - ・住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書の写し）及び役員一覧表（様式第 8 号）

- ・ 欠格要件非該当誓約書（様式第 9 号）
 - ・ 法定代理人の住民票（法人の場合は代理権を証する書面・登記事項証明書の写し及び役員一覧表（様式第 8 号））
 - ・ 使用人一覧表（様式第 10 号）
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第 13 号（第 11 条関係）

太陽光発電設備設置事業変更許可書

第 号
年 月 日

様

南砺市長 印

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、
次のとおり許可します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
変更内容	変更前
	変更後
付記意見	

様式第 14 号 (第 11 条関係)

事業計画輕微変更届出書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

(申請者) 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、軽微な変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地	
変更事項	☐ 設置者の氏名又は住所（太陽光発電設置事業を他者に譲渡する場合を除く。） ☐ 現場管理者の氏名又は住所 ☐ 設置工事の着手予定日または完了予定日 ☐ その他（ ）
変更内容	変更前
	変更後
変更日	
変更理由	

様式第 15 号（第 12 条関係）

設置工事着手届

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所

氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 18 条の規定により、設置工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置事業の名称	
事業区域の所在地及び面積	
太陽光発電設備の発電出力	
設置工事の着手予定日及び完了予定日	
工事施工者	
現場管理者	

添付書類

- 1 条例第 15 条第 3 項の規定による認定を受けた場合は、それを証する書類

工事完了検査申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所
氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、
検査を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	
太陽光発電設備の発 電出力	
設置工事の着手予定 日及び完了予定日	
工事施工者	
現場管理者	
検査内容	☐ 太陽光発電設備の設置に伴う造成等の完了検査 ☐ 設置工事の概ね半分の完了検査 ☐ 設置工事の全ての完了検査

様式第 17 号（第 13 条関係）

工事完了検査済通知書

第 号
年 月 日

様

南砺市長 印

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 19 条第 2 項の規定により、
次のとおり通知します。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	
太陽光発電設備の発 電出力	
設置工事の着手予定 日及び完了予定日	
工事施工者	
現場管理者	
検査内容	☐ 太陽光発電設備の設置に伴う造成等の完了検査 ☐ 設置工事の概ね半分の完了検査 ☐ 設置工事の全ての完了検査
付記意見	

様式第 18 号（第 14 条関係）

事業廃止届

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）住 所

氏 名

（法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 2 1 条の規定により、事業を
廃止したので、次のとおり届け出ます。

太陽光発電設備設置 事業の名称	
事業区域の所在地及 び面積	
太陽光発電設備の発 電出力	
事業廃止日	
廃止理由	

添付書類

- 1 太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事
項が確認できる書類
- 2 太陽光発電設備の撤去及び事業の廃止の後に関する事項が確認できる書類
- 3 廃止（撤去）後の写真
- 4 その他市長が必要と認めるもの

様式 19 号（第 15 条関係）

（表）

身分証明書		第 号
所属 職氏名 (年 月 日生)		
上記の者は、南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 2 4 条第 1 項 の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日発行 南砺市長		印

（裏）

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第 2 4 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対し報告
若しくは資料の提出を求め、又は市長が命じた者若しくは委任した者に事業区域
に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関
係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解
釈してはならない。